

14 酒類製造免許場数の推移

(単位:場)

種類	清酒	合成清酒	しょうちゆう	みりん	ビール	果実酒類	ウイスキー類	スピリッツ類	リキュール類	雑酒	計		
年度													
昭和	20	外 18 3,160	外 115 53	外 2068 654	外 406 84			外 477 8,491			外 3,084 12,455		
	25	外 48 3,692	外 73 46	外 1866 736	外 258 73			外 309 3,711			外 2,554 8,271		
	30	外 58 4,021	外 92 26	外 1443 646	外 281 64			外 609 2,180			外 2,483 6,950		
	35	外 47 3,980	外 82 27	外 675 574	外 168 29			外 639 516			外 1,611 5,142		
	40	外 30 3,865	外 97 10	外 647 476	外 157 40		外 228 25	外 129 18	外 250 33	外 101 43	外 12 49	外 1,651 4,895	
	45	外 25 3,533	外 92 3	外 569 418	外 163 37		外 217 28	外 132 263	外 218 22	外 104 26	外 16 58	外 46 46	外 1,536 4,434
	50	外 30 3,229	外 84 2	外 510 429	外 160 31		外 232 32	外 138 232	外 243 29	外 133 23	外 21 47	外 1,551 48	外 4,102
	55	外 36 2,947	外 81 1	外 515 410	外 149 38		外 233 35	外 145 236	外 243 31	外 146 21	外 35 48	外 1,583 50	外 3,817
	56	外 39 2,742	外 81 1	外 508 416	外 151 37		外 241 36	外 146 232	外 245 30	外 148 21	外 42 47	外 1,601 52	外 3,614
	57	外 39 2,733	外 79 3	外 529 416	外 151 35	外 1	外 245 35	外 145 225	外 245 31	外 145 21	外 44 49	外 1,623 54	外 3,602
	58	外 47 2,712	外 79 3	外 574 416	外 152 34	外 1	外 254 37	外 150 234	外 247 34	外 152 22	外 49 49	外 1,705 55	外 3,596
	59	外 54 2,647	外 80 3	外 590 431	外 156 31	外 1	外 273 37	外 160 227	外 259 35	外 175 18	外 60 54	外 1,808 56	外 3,539
	60	外 64 2,586	外 81 3	外 584 434	外 161 30	外 2	外 283 38	外 169 231	外 262 35	外 215 16	外 69 51	外 1,890 57	外 3,481
	61	外 62 2,544	外 81 4	外 589 419	外 163 31	外 2	外 290 39	外 174 236	外 264 30	外 233 15	外 72 53	外 1,930 61	外 3,432
	62	外 60 2,513	外 80 4	外 594 408	外 163 30	外 3	外 298 40	外 178 245	外 263 31	外 238 19	外 77 58	外 1,954 60	外 3,408
	63	外 59 2,495	外 78 5	外 593 405	外 161 30	外 3	外 292 41	外 174 250	外 266 31	外 257 15	外 75 56	外 1,958 61	外 3,389
	平成	元	外 56 2,438	外 77 5	外 599 399	外 75 30	外 5 39	外 310 243	外 175 28	外 266 19	外 260 63	外 78 59	外 1,901 3,323
		2	外 55 2,435	外 77 4	外 591 403	外 73 31	外 5 41	外 311 248	外 176 28	外 270 16	外 275 58	外 80 62	外 1,913 3,326
		3	外 60 2,418	外 78 4	外 591 400	外 69 33	外 5 41	外 319 246	外 172 25	外 267 16	外 278 64	外 80 64	外 1,919 3,311
		4	外 55 2,407	外 78 3	外 591 402	外 69 33	外 7 42	外 322 247	外 173 26	外 270 13	外 279 66	外 88 62	外 1,932 3,301
5		外 61 2,386	外 76 4	外 587 397	外 69 32	外 8 42	外 316 249	外 172 24	外 272 11	外 280 67	外 85 61	外 1,926 3,273	
6		外 64 2,369	外 78 3	外 586 397	外 70 30	外 14 49	外 323 245	外 173 24	外 272 12	外 283 71	外 104 61	外 1,967 3,261	
7		外 64 2,336	外 77 6	外 588 391	外 71 29	外 17 68	外 331 241	外 173 24	外 270 14	外 298 69	外 114 64	外 2,003 3,242	
8		外 63 2,306	外 79 2	外 588 383	外 69 32	外 25 143	外 332 244	外 172 23	外 270 18	外 301 75	外 134 63	外 2,033 3,289	
9		外 68 2,268	外 79 2	外 584 376	外 70 32	外 35 238	外 333 249	外 176 21	外 275 16	外 310 82	外 147 85	外 2,077 3,369	
10		外 78 2,229	外 80 1	外 573 368	外 71 30	外 40 274	外 330 247	外 176 19	外 275 17	外 325 83	外 190 88	外 2,138 3,356	
11		外 82 2,191	外 79 1	外 567 365	外 60 38	外 45 281	外 323 247	外 171 16	外 266 18	外 335 82	外 211 94	外 2,139 3,333	

(注) 1 本表は、主として「国税庁統計年報書」による。

2 一製造場で複数の酒類の免許を有しているものについては、主たる酒類を本書きとし、その他は外書きとして掲げた。

15 酒類販売業免許場数の推移

種類 年月日	卸売業			小売業			合 計	備 考
	全 酒 類	そ の 他	計	全 酒 類	そ の 他	計		
昭和	場	場	場	場	場	場	場	
13.9.30	-	-	-	-	-	-	-	
18.9.30	-	-	14,548	-	-	337,109	351,657	・免許制度 発足の年 ・企業整備 の年
21.9.30	-	-	-	-	-	117,592	117,592	
26.9.30	-	-	-	-	-	84,786	84,786	
31.9.30	-	-	4,657	-	-	98,255	102,912	
36.9.30	2,647	2,692	5,339	-	-	118,946	124,285	
41.3.31	外 5 1,939	外 1,683 2,567	外 1,683 4,506	外 656 101,947	外 65 21,383	外 721 123,330	127,836	
46.3.31	外 5 1,980	外 1,691 2,393	外 1,696 4,373	外 998 113,656	外 135 21,056	外 1,133 134,712	139,085	
51.3.31	-	外 1,316 1,965	外 1,316 4,352	外 1,198 122,291	外 147 20,756	外 1,345 143,047	147,399	
56.3.31	13,738	2,731	16,469	129,976	20,856	外 14,321 150,832	167,301	
61.3.31	12,761	2,610	15,371	135,457	21,294	外 13,364 156,751	172,122	
62.3.31	11,980	2,676	14,656	138,056	21,832	外 12,617 159,888	174,544	
63.3.31	11,804	2,745	14,549	138,258	21,913	外 12,478 160,171	174,720	
平成 元.3.31	11,679	2,853	14,532	138,376	22,050	外 12,437 160,426	174,958	
2.3.31	11,567	2,977	14,544	138,513	22,034	外 12,353 160,547	175,091	
3.3.31	11,540	3,487	15,027	139,396	22,127	外 12,594 161,523	176,550	
4.3.31	11,389	7,121	18,510	136,384	22,059	外 16,044 158,443	176,953	
5.3.31	11,006	7,302	18,308	136,545	22,091	外 15,822 158,636	176,944	
6.3.31	10,896	7,325	18,221	137,138	22,162	外 15,786 159,300	177,521	
7.3.31	10,682	7,332	18,014	137,777	22,335	外 15,542 160,112	178,126	
8.3.31	10,487	7,331	17,818	138,568	22,770	外 15,286 161,338	179,156	
9.3.31	10,200	7,274	17,474	139,403	23,003	外 14,913 162,406	179,880	
10.3.31	9,980	7,137	17,117	140,180	26,703	外 14,652 166,883	184,000	
11.3.31	9,757	7,090	16,847	140,836	31,012	外 14,346 171,848	188,695	
12.3.31	9,546	7,081	16,627	143,718	31,377	外 14,061 175,095	191,722	
	9,436	7,053	16,489	145,841	31,641	外 13,923 177,482	193,971	

- (注) 1 本表は、主として「国税庁統計年報書」によった。
 2 昭和36.9.30から46.3.31までの外書は、卸小売兼業者で従たるものを、昭和51.3.31以降の外書は、「卸売業」の「計」欄の者数のうち、小売もできる場数である。
 3 「卸売業」及び「小売業」の「その他」の欄は、販売できる酒類の範囲について条件の付いている場数である。

16 酒類販売業免許について

I 免許の要件（一般酒類小売業免許）

一般の酒販店に対する酒類小売業免許については、次の要件を満たす場合に免許を付与。

1 申請者の人的要件

- ・ 申請者が過去において酒税法に違反したことがない等遵法精神に欠けることがないことその他一定の欠格事由に該当しない経歴を有する者等
- ・ 申請者の経営の基礎が薄弱でないこと等

2 需給調整上の要件

(1) 免許枠

抽選により決定された審査順位が、申請販売場が存在する小売販売地域の年度内免許枠の件数内であること。

なお、年度内免許枠の件数は、平成12免許年度以降については、当分の間、次のイにおいて算出した人口基準免許枠の数値。

イ 人口基準

その小売販売地域の人口を基準人口で除して得られる数値から既存の酒販店数を控除した数値（当該数値が負の値である場合には0とする。）。

《基準人口》

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
A 地域（大都市部）	1,450人	1,400人	1,300人	1,200人	1,100人
B 地域（地方都市部）	950人	900人	850人	800人	750人
C 地域（町村部）	700人	650人	600人	550人	500人

ロ 既存免許場数割合

その小売販売地域の既存の酒販店数に2%を乗じて算出した数値（最低1、最大5）。

《小売販売地域》 原則市区町村を1単位とするが、町村部は郡単位に統合、また、既存店が25未満の小規模な小売販売地域については、隣接地域に統合。

《基準人口》 A 地域（東京都の特別区等又は可住地人口密度が3,000人/km²以上の市町村）…………… 1,300人
B 地域（A 地域以外の市等又は可住地人口密度が1,200人/km²以上3,000人/km²未満の町村）…………… 850人
C 地域（その他の地域）…………… 600人

基準人口については平成15年9月1日をもって廃止。

(参考)平成12免許年度の免許枠の具体的な算定例

例えば、平成12免許年度に既存酒販店が50場ある人口78,000人のA地域の場合。

$$\frac{78,000 \text{人 (小売販売地域の人口)}}{1,300 \text{人 (A地域の基準人口)}} = 60$$

$$60 \text{ (基準人口比率)} - 50 \text{ (既存酒販店)} = 10 \text{ (人口基準)}$$

上記の数値 [10] が平成12免許年度の免許枠となる。

(2) 申請販売場の場所的要件

A地域 …………… 100m (人口30万人以上の都市において国税局長が指定する主要駅からおおむね500m以内にある商業地域については50m)

B地域 …………… 100m

C地域 …………… 150m

距離基準については、平成13年1月1日をもって廃止。

II 申請から免許までの具体的な手続

- 一般酒類小売業免許を新規に取得する場合の例

申請書の提出



審査順位の決定



審査順位に従った審査



免許

- 申請期間… 9月1日～同月30日(平成12免許年度においては、平成13年1月4日～同月31日。)
- 申請に関する事項等については公告。

- 審査順位は、公開抽選により決定。
- 抽選の時期は10月上旬～中旬。(平成12免許年度においては、平成13年2月上旬～中旬。)

- 1件について2月以内に審査。

- 決定した審査順位に従って審査した結果要件に合致したのから免許。